

危険物運用基準

令和 7 年 5 月 1 日
奥能登広域圏事務組合

目 次

第 1 章	製造所等の意義
第 2 章	法別表第 1 に関する基準
第 3 章	製造所の基準（危政令第 9 条）
第 4 章	屋内貯蔵所の基準（危政令第 10 条）
第 5 章	屋外タンク貯蔵所の基準（危政令第 11 条）
第 6 章	屋内タンク貯蔵所の基準（危政令第 12 条）
第 7 章	地下タンク貯蔵所の基準（危政令第 13 条）
第 8 章	簡易タンク貯蔵所の基準（危政令第 14 条）
第 9 章	移動タンク貯蔵所の基準（危政令第 15 条）
第 10 章	屋外貯蔵所の基準（危政令第 16 条）
第 11 章	給油取扱所の基準（危政令第 17 条）
第 12 章	販売取扱所の基準（危政令第 18 条）
第 13 章	一般取扱所の基準（危政令第 19 条）
第 14 章	消火設備の基準（危政令第 20 条）
第 15 章	警報設備の基準（危政令第 21 条）
第 15 章の 2	避難設備の基準（危政令第 21 条の 2）
第 16 章	仮使用承認に関する基準
第 17 章	仮貯蔵及び仮取扱いの承認に関する基準
第 18 章	予防規程認可に関する基準
第 19 章	休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長に関する基準

別記 1	換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準
別記 2	電気設備の基準
別記 3	製造所等の配管に係る基準
別記 4	配管の付属範囲の例
別記 4 の 2	隔壁等を貫通する配管等の基準
別記 5	屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造に係る計算例
別記 5 の 2	アスファルトサンド及び雨水侵入防止措置に関する基準
別記 6	防油堤の細部審査基準
別記 7	地下貯蔵タンクの浮力計算例
別記 8	石油コンビナートの防災アセスメント指針（抄）
別記 9	不活性ガス消火設備の技術上に関する基準
別記 9 の 2	ハロゲン化物消火設備の技術上に関する基準
別記 9 の 3	泡消火設備の技術上に関する基準
別記 9 の 4	予備動力源の基準

資料 1	危険物判定資料
資料 2	建築基準法の用途地域と危険物施設の関係

◎ 用語の凡例

- 法・・・・・・・・・・消防法（昭和２３年法律第１８６号）
危政令・・・・・・・・危険物の規制に関する政令（昭和３４年政令第３０６号）
危省令・・・・・・・・危険物の規制に関する規則（昭和３４年総理府令第５５号）
危告示・・・・・・・・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和４９年自治省告示第９９号）
危告不・・・・・・・・製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成２３年総務省告示第５５７号）
危告ハ・・・・・・・・製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成２３年総務省告示第５５８号）
危告泡・・・・・・・・製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成２３年総務省告示第５５９号）
施行令・・・・・・・・消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）
施行規則・・・・・・・・消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号）
建基法・・・・・・・・建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）
建基令・・・・・・・・建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）
J I S・・・・・・・・日本産業規格（産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第２０条第１項の日本産業規格をいう。）
製造所等・・・・・・・・法第１０条第１項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。
障壁・・・・・・・・危政令第１０条第３項第４号の「厚さ７０mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」の壁をいう。

◎ 参考とした運用通知の凡例

（例）（S34 国消予 17）

文書に付された番号を略したもの。

S：昭和
H：平成
ローマ字に続く
算用数字は通知
が発行された年
を示す。

文書に付された記号を略したもの。
（例）

国消予：国消甲予発
自消予：自消丙予発
予：消防予
危：消防危
特：消防特